

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成 30 年  
7月10日  
(火曜日)

## 目 次

- 規則  
災害救助法施行細則の一部を改正する規則（厚政課）……………一
- 告示  
県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示の一部改正（会計課）……………一
- 公告  
国土調査の成果の認証（政策企画課）……………二
- 大規模小売店舗立地法第五條第一項の規定による届出（二件）（商政課）……………二
- 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取（商政課）……………三
- 公安委公告  
契約の締結……………四



災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月十日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第六十七号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十六年山口県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別記一の一の二の(一)の(2)中「五百五十一万六千円」を「五百六十一万円」に改め、別

記一の二の1の(三)中「千百三十円」を「千百四十円」に改め、別記一の三の3の(一)の表を次のように改める。

| 季 別            | 世帯区分    |         |         |         |         |
|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                | 一人世帯    | 二人世帯    | 三人世帯    | 四人世帯    | 五人世帯    |
| 夏季（四月から九月まで）   | 一八、五〇〇円 | 二二、八〇〇円 | 三三、〇〇〇円 | 四二、〇〇〇円 | 五二、〇〇〇円 |
| 冬季（十月から翌年三月まで） | 三〇、六〇〇円 | 三九、七〇〇円 | 五〇、一〇〇円 | 六四、五〇〇円 | 八二、〇〇〇円 |

備考 六人以上の世帯については、五人世帯の額に、五人を超え一人増すごとに、夏季にあつては七、八〇〇円を、冬季にあつては一一、二〇〇円を加えた額とする。

別記一の三の3の(二)の表中

|        |         |         |
|--------|---------|---------|
| 三、一〇〇円 | 一四、七〇〇円 | 一八、六〇〇円 |
|--------|---------|---------|

を

|        |         |         |
|--------|---------|---------|
| 三、一〇〇円 | 一四、八〇〇円 | 一八、七〇〇円 |
|--------|---------|---------|

に、

|        |         |         |
|--------|---------|---------|
| 三、七〇〇円 | 一八、〇〇〇円 | 二二、四〇〇円 |
|--------|---------|---------|

を

三、八〇〇円 一八、一〇〇円 二二、五〇〇円 二七、一〇〇円 に改め、別記一の六の2中「五十七万

四千元」を「五十八万四千元」に改め、別記一の九の3中「二十一万二百円」を「二十一万三千三百円」に、「十六万八千円」を「十六万八千九百円」に改め、別記一の十二の2中「十三万五千円」を「十三万五千四百円」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別記一の規定は、平成三十年四月一日から適用する。



### 山口県告示第二百五十七号

県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必

要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（平成三十年山口県告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

平成三十年七月十日

山口県知事 村岡 嗣政

二中「被災者支援業務システム開発業務」の下に、「環境放射線監視システム改修業務」を加える。



(一五二) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成三十年七月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 国土調査を行った者の名称等

| 国土調査を行った者の名称 | 国土調査を行った期間                  | 成果の名称  | 国土調査を行った地域             |
|--------------|-----------------------------|--------|------------------------|
| 下関市          | 平成二十六年四月一日から平成二十九年二月五日まで    | 下関市地籍図 | 菊川町大字上岡枝及び菊川町大字下岡枝の各一部 |
| 周南市          | 平成二十八年四月一日から平成三十年一月二十五日まで   | 周南市地籍図 | 大字湯野の一部                |
| 〃            | 平成二十八年四月一日から平成二十九年十二月二十四日まで | 〃      | 大字鹿野下の一部               |

二 認証年月日

平成三十年七月十日

(一五三) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成三十年七月十日から

同年十一月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年七月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス大崎店

所在地 防府市大字大崎三五七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一號 代表者の氏名 宇野 正晃

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一號 宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年三月一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、五〇二平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

五一台

(二) 駐輪場の収容台数

一〇台

(三) 荷さばき施設の面積

二七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名 又は 名称 開店時刻 閉店時刻

株式会社コスモス薬品 午前九時 午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

八 届出年月日

平成三十年六月二十九日

(二五四) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成三十年七月十日から同年十一月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年七月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称) ゆめマート南小野田

所在地 山陽小野田市高栄二丁目六四六五の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称

株式会社イズミ

住所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ

住所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年三月三十日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、〇二〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

一二九台

(二) 駐輪場の収容台数

六〇台

(三) 荷さばき施設の面積

一〇二平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

二〇立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称

株式会社イズミ

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十一時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前五時から午後六時まで

八 届出年月日

平成三十年六月二十九日

(二五五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年三月二日山口県公告(三四)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年七月十日から同年八月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年七月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク大内店

所在地 山口市大内矢田九一〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求めない事項はない。

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成三十年七月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

X線マイクロアナライザー 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成三十年六月十一日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練塀町三番地

六 落札金額

五千八十九万三千九百二十円

七 入札公告日

平成三十年五月一日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格

